

## 窓口等でのお取引時の確認に関するお願い

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(注1)に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

(注1)：平成28年10月1日から改正法が施行され、取引時確認の方法が一部変更されています。

### 1. 取引時確認が必要なお取引

—主なもの— ※これ以外にも取引時確認が必要な場合があります。(詳しくは窓口にお尋ね下さい。)

- ① 口座開設、貸金庫・夜間金庫の開始
- ② 10万円を超える現金振込(税金の納付等を除く)・持参人払式小切手による現金の受取り
- ③ 200万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い・外貨両替
- ④ 融資取引 ⑤保険契約の締結・変更 ⑥投信の契約・変更

### 2. 確認事項およびお持ちいただくもの ※原本をお持ちください

—原則、顔写真付の書類をお持ち下さい—

確認事項	お持ちいただくもの(主なもの)	種類
(1) 氏名・住所 ・生年月日	●運転免許証 ●運転経歴証明書(H24年4月以降交付) ●在留カードまたは特別永住者証明書 ●パスポート(注2) ●マイナンバーカード(通知カードは不可) 等	1種類 (注3)
顔写真付 でない書類	○健康保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○母子健康手帳 ○印鑑登録証明書(実印を届出印にする場合) 等	発行元の異なる 2種類 ○+○ または ○+◎ のペア (注3)
	◎住民票の写し(記載事項証明書) ◎印鑑登録証明書(実印を届出印としない場合) ◎戸籍の謄本・抄本(附票あり) ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等(領収日付等が当庫に提示する日の6か月以内)等	
(2) 職業・取引 を行う目的	お客さまの申告により確認させていただきます	

(注2)：令和2年2月より発行のパスポートは、別途現在の住所の記載のある書類も必要になります

※顔写真付きの確認書類でない場合は発行元の異なる2種類の確認書類が必要です。

※ご本人以外の方が来店された場合(原本をお持ちください)

〈組み合わせの例〉	
○健康保険証	+○年金手帳
◎住民票写し	+○年金手帳
◎印鑑登録証明書	+○年金手帳

確認事項	お持ちいただくもの
来店された方の 氏名・住所・生年月日	上記(1)と同様
ご本人との関係または ご本人のために取引を 行っていること	・住民票(同居のご親族のみ)または ・委任状 等

(ご注意)

- (注3)法令等で定められた方法の他、信用金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- 確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令等により禁じられております。
- 取引時確認ができないときは、口座の開設をお断りする場合があります。
- ご不明な点は各営業店にお問い合わせください。